

お知らせ

支給には申し込みが必要です



紙おむつを支給します

問合せ先／福祉課 (979-8126)

○対象

町内に在住し住民票がある在宅介護の人で、要介護3以上または認知症の判定がⅢ a 以上の人  
※申請時に入院や施設入所している人は受給できません。

○支給枚数

年間 500 枚 (住民税非課税世帯は 1,000 枚)

○申込み

要介護者の介護保険被保険者証を用意して福祉課窓口でお申し込みください。

募集

函南町・三島市共催



令和4年度  
手話講習会 (入門編)

問合せ先／福祉課 (979-8127)

手話は聴覚に障害がある人とのコミュニケーションの1つです。初心者の方も安心してご参加ください。

○日時

昼の部／5月23日(月)～11月21日(月)  
毎週月曜 10時～12時  
夜の部／5月25日(水)～11月16日(水)  
毎週水曜 19時～21時

○場所

昼の部／社会福祉会館(三島市南本町 20-30)  
夜の部／函南町役場

○参加費

3,300 円(テキスト代)

○募集人数

各 15 人(先着順)

○内容

手話での自己紹介と簡単な会話の実践

○申込み

5月13日(金)までに福祉課窓口または電話でお申し込みください。

お知らせ

お家で見られる！できる！



ウォーキング・ちょっくらトレーニングの動画を作成しました

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

コロナ禍で運動習慣が減ってしまった、生活が変わってしまったという人が多いのではないのでしょうか。町では新しい生活様式に合わせて、どこでもいつでも身体を動かせるように、運動についての動画を作成しました。実際にインストラクターがカウントを取りながら行います。なかなか一人では運動が続かない人や運動の仕方が分からない人におすすめです。一緒に「ちょっくら」運動してみませんか。

○動画について

町ホームページに掲載しています。  
(<https://www.town.kannami.shizuoka.jp/kenko/taisaku/ta130040221.html>)



※動画視聴ができる環境にない人のために、今後保健委員会などで講習会を開催してきます。

お知らせ

自分での移動が困難な人のために



福祉タクシー等利用券を配布します

問合せ先／福祉課 (979-8126)

○対象

町内に在住し、福祉施設に入所していない人で、次の①～⑤のいずれかに該当する人  
①身体障害者手帳1級または2級の人  
②療育手帳A判定の人  
③精神障害者保健福祉手帳1級の人  
④80歳以上(昭和17年4月1日以前生まれ)の人  
⑤令和4年度中に80歳を迎える人

○助成額

上限：年額 15,000 円(年度の途中で80歳を迎える人は、年度の残り月数に応じて2,000円～12,000円分を交付※誕生日から申し込み可)

○申込み

生年月日が確認できる公的な身分証明書(高齢者)、身体障害者手帳(身体障害者)、療育手帳(知的障害者)、精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)を用意し、福祉課窓口でお申し込みください。即日交付します。

お知らせ

3月中旬から開始しています



小児(5歳～11歳)の  
新型コロナワクチン予防接種

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

接種は無料(全額公費)。接種券が届かない人はご連絡ください。接種を受けることは強制ではありません。疑問や不安などがあれば、あらかじめかかりつけ医に相談してください。

○対象

町に住民登録のある5歳～11歳の人(11歳とは12歳の誕生日の前々日まで)  
※接種する場合には、保護者が同伴し、予診票に保護者の署名が必要です。

○接種回数・接種間隔

3週間の間隔をおいて2回接種します。  
新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは同時に接種できません。互いに、一方のワクチンを受けてから13日以上の間隔を空けてください。

○接種時の年齢とコロナワクチンの種類

接種時の年齢		使用するワクチン
1回目	2回目	
11歳	11歳	小児用ワクチン
11歳	12歳	小児用ワクチン
12歳	12歳	大人用(12歳以上用)ワクチン

▶ファイザー社製の小児用ワクチンは、12歳以上用のファイザー社製ワクチンと比べ、有効成分が3分の1になっています。

▶まもなく12歳の誕生日を迎える人で、どちらのワクチン(小児用・大人用)を接種するか迷う人は、かかりつけ医などにご相談ください。

○接種券の発送について

接種券は3月下旬に、全対象者へ送付しました。4月以降、満5歳になる人には誕生日を迎えた月末に発送します。3月1日以降に町に転入した人は、窓口で接種券の発行申請をしてください。前住所地で発行された接種券は差し替えとなります。

○その他

接種場所や接種日などは町ホームページおよび同封されている案内をご確認ください。予約は予約サイト(24時間対応)かコールセンター(0570-00-5676、平日8時30分～17時15分)で行ってください。



お知らせ

申請をお願いします



障害がある人の  
軽自動車税(種別割)減免制度

問合せ先／税務課 (979-8109)

障害がある人のために専ら使用する軽自動車で、町の基準に該当する場合は軽自動車税(種別割)が減免されます。減免を希望する人は必要書類を用意し、申請をお願いします。

また、社会保障・番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。

○減免車両

障害者など1人につき軽自動車1台  
※自動車税(種別割)の減免を受ける人は、軽自動車税(種別割)の減免対象外

○減免対象

- ▶障害者などが所有し、運転する軽自動車
- ▶障害者などが所有し、生計を共にする人が運転する軽自動車(知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者は、生計を共にする人の所有でも可)
- ▶障害者などのみの世帯で障害者が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車

※「障害者など」とは…身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者

※いずれも障害の程度などが一定の範囲に該当する場合

○申請期間

5月2日(月)～5月31日(火)

○必要書類

証明書類(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)、運転者の免許証、車検証、所有者のマイナンバーカード・通知カードなど

○その他

- 申請期間を過ぎると減免申請の受付ができませんのでご注意ください。
- 昨年度、減免申請の手続きをした人には、4月下旬に減免申請手続きの案内を送付します。ご確認ください。